



雲仙市

農業委員会だより



市への農地利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

令和3年1月26日、雲仙市農業委員会は、雲仙市に対する「雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を金澤市長へ提出しました。意見書の詳細については、2ページに記載しております。



主な記事のご紹介

- 【2ページ】農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
- 【3ページ】令和3年度新規事業の紹介
- 【4ページ】農地の賃貸借等の許可について

- 【5ページ】農地流動化奨励事業補助金の廃止について
農地中間管理機構の活用について
- 【6ページ】荒廃農地の防止・農地中間管理整備事業
- 【7ページ】農業者年金制度について
- 【8ページ】婚活イベント関係／賃借料情報

市への農地利用最適化推進施策に関する意見書

① 労力確保対策について

- (1) 農林水産業振興計画の重点プロジェクトである労力支援の地域労力支援システムの構築を地方公共団体が中心となり早急に確立すること。またその利用方法など広く周知を図ること。
- (2) (株) エヌの派遣事業について、任意組合を組織した場合などは一人の被雇用者を複数の農家で雇用できる仕組みづくりに県などを通じて要望すること。

② 農業担い手の育成について

- (1) 多面的機能を有する農業に後継者が就農しやすい環境を整えるため、新規参入者だけでなく、親元就農の支援拡充を県、国に要望すること。
- (2) 雇用の場を確保し、若者の人口流失を抑制するという観点から本市独自の大胆な親元就農の支援策を講じること。
- (3) 持続可能な農業経営維持のため、機械機器導入などの補助事業要件の緩和を行うこと。

③ 有害鳥獣被害対策について

- (1) 県と連携し効果的な鳥獣被害対策の調査・研究を行うこと。また農家への効果的な対策の周知徹底を図ること。
- (2) 猟友会と密接な連携を行い有害鳥獣捕獲等による個体数の減少策など駆除対策の拡大を図ること。また猟友会の育成支援を行うこと。
- (3) 有害鳥獣対策事業は、個々農家の作付形態や面積で必要性の有無があることから個人設置でも対象となるよう条件緩和を図ること。

④ 集落営農組織の育成について

- (1) 集落営農組織の推進チーム会等の発足と積極的な取り組みを行うこと。
- (2) 集落営農組織の拡大・普及に向けモデル地区を早期設定すること。

⑤ 中山間地域等直接支払や多面的機能支払等について

- (1) 中山間地域等直接支払及び多面的機能支払等の事業実施にあたり、市の支援を充実させること。
- (2) 組織団体の増加及び組織エリア拡大の目標数値を定め早期実現すること。

⑥ 助成事業等の情報の周知徹底について

- (1) 継続的な地域の話し合いの場を設けること。
- (2) 農家にとって有益と思われる情報については、今後もあらゆる手法をもって周知徹底すること。また会議等の中でも農林水産部全体で横断的に周知を図ること。

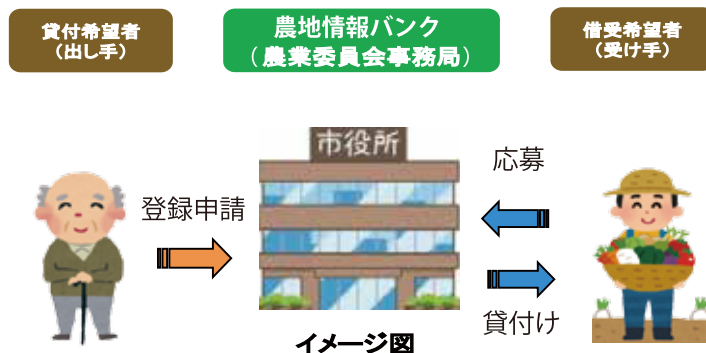
令和3年
4月より

農業委員会新規事業の紹介

農地情報バンクの創設について

雲仙市農業委員会は、令和3年4月1日から、「農地情報バンク制度」を創設します。

農地情報バンク制度とは、農地の耕作ができなくなり管理に困っている農地の所有者が「農地情報バンク」に登録していただき、その情報を、経営規模を拡大したい方や新規に就農を考えている方へ提供することにより、農地の貸し借りの円滑化を図り、耕作放棄地の発生を防止することを目的としています。



【登録できる農地】

以下のすべてが該当していなければなりません。

- (1) 雲仙市内の農地で農業委員会備え付けの農地基本台帳に登録されていること。
- (2) 農地法、農業経営基盤強化促進法等の賃借権、使用貸借権等が設定されていないこと。
- (3) 違反転用されている農地でないこと (4) 境界がはっきりしていること (5) 農地が荒廃していないこと

農地法第3条の下限面積の引き下げ

下記の要件を満たす場合「50アール以上の耕作要件」を満たさなくても貸借ができるよう農地法第3条による**下限面積を約1アールまで引き下げます。**

これにより「帰郷、移住して小規模から農業を始めたい」「定年を機に、まず家庭菜園並みから就農したい」など考えている方でも、農地の貸借が可能になります。

【要件】

- (1) 雲仙市農地情報バンクに登録されており、概ね1アールから10アール未満の面積であること
- (2) 農地の一部または全部が耕作放棄地、または今後、耕作放棄地になる可能性があること
- (3) 農地法、農業経営基盤強化促進法等の賃借権、使用貸借権などが設定されていないこと
- (4) 担い手となる農家の集積に支障をきたす恐れがある農地でないこと
- (5) 違反転用されている農地でないこと

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ

「雲仙市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地」を空き家とともに取得する場合であって、上記「農地法第3条の下限面積の引き下げ」と同様の要件を満たす場合、**農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を引き下げます。**

売買が難しい空き家に付随する農地について、下限面積を引き下げることによって、遊休農地の解消と「農のある暮らし」を希望する移住希望者の定住促進に繋がることを目的としています。

《お問い合わせ先》

【雲仙市農業委員会事務局】

- ①農地情報バンク制度に関すること
- ②農地法第3条の下限面積の引き下げに関すること
- ③空き家に付随する農地に関すること

【雲仙市役所地域づくり推進課】

- ①空き家バンク制度に関すること
- ②移住・定住に関すること

農地の貸借・売買・贈与等について

◇農地の異動については、農業委員会の許可が必要です◇

許可を受けるには、受け手の下限面積・耕作状況等、要件があります。

受け手の状況（認定農業者）等により、農業経営基盤強化促進法を利用できます。

◎売買・贈与については、許可なく所有者変更はできず、法務局での登記手続きもできません。

◎相続についても届出が必要です。

◎農地の強制競売に参加するためには、農地法の各要件についての審査を受け、適当であるとされた者に交付される、買受適格証明書が必要となります。交付には、通常の農地法許可申請と同様の時間がかかりますのでご注意ください。

◆農業経営基盤強化促進法のメリット◆

●所有権移転

- ・登記手続きまで農業委員会で行います。
- ・譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。（農振農用地のみ対象）

●賃借権設定

- ・未相続農地でも相続人の2分の1を超える同意がある場合のみ、20年以内の契約ができますが、相続時に必要な戸籍関係書類（原本還付可）・同意書の添付が必要です。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく貸借については、期間が満了すれば農地は自動的に返還されます。引き続き貸借を行う場合は、再設定の手続きが必要です。

無断転用は農地法違反です！

農地を農地以外のものにする場合は
農業委員会の許可が必要です。

4
条
申
請

自分名義の
農地を転用
するとき

5
条
申
請

他人名義の
農地を買って、
又は借りて転用
するとき

農地法第3条・4条・5条・買受適格証明願
農業経営基盤強化促進法等の申請受付期間

毎月14日が締切日です。締切日が土・日・祝日に
あたる場合は、翌開庁日となります。

農業振興地域内・農用地区域内 であれば、手続きが必要です！

農業振興地域内の農用地区域の土地については、指定の農業以外の用途に使用することはできません。（農業振興地域の整備に関する法律）農用地区域内の農地か否かの確認および農地以外のものにする場合の手続きについては、農林課までお問合せください。

農地のことは地域の農業委員 農地利用最適化推進委員に まずはご相談ください

農地の権利異動、転用等をはじめ、今後、経営規模拡大、もしくは規模縮小を検討しているなど、農地に関する相談事がありましたら、農業委員または、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

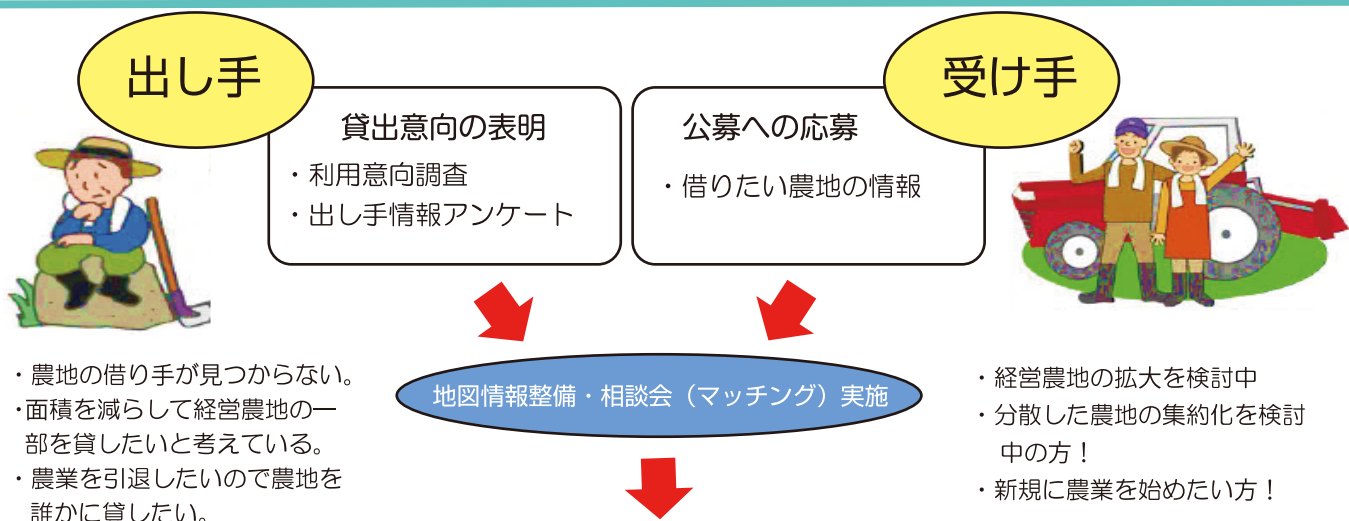
農業委員会事務局を通じて農業委員・地元推進委員を紹介することもできます。

農地流動化奨励事業補助金の廃止について

雲仙市では、農地の有効利用、利用権設定の促進、遊休農地の発生防止を図ることを目的に、市内で農業を営む者又は市内に事務所を有する農地所有適格法人で5年以上の賃貸借権設定を受けた借受者に対して、「雲仙市農地流動化奨励事業補助金」を交付しておりましたが、令和3年度に全面廃止となります。

農業委員会法が改正され、今まで以上に担い手への農地集積・集約化が求められており、農業委員会としても農地中間管理事業を活用しての農地集積を推進してまいります。

農地の貸し借りの際には、農地中間管理事業をご活用ください。



農地中間管理機構（長崎県農業振興公社）

- ・受け手が見込める農地を借受け、受け手へ貸し付けます。
 - ・借受農地の中間管理（草刈、剪定など）を行います。
- ※対象は農業振興地域の区域内の農地です。※市町等が機構の業務を受託して行いますので、まずはご相談下さい。

両者のメリット

◆草刈や剪定保険付き契約

農地の受け手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈りや剪定など農地を荒らさない管理（中間管理）を、経費は機構持ち（国・県が全額負担）で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことが可能です。

出し手のメリット

- ◆要件を満たせば出し手や地域へ協力金が交付されます。
- ◆要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。
- ◆次の受け手を機構が探します。

受け手の都合で耕作できなくなった農地は、次の受け手を最長3年間探します。その間の地代も機構がお支払いします。農地の受け手を探す必要がありません。農地中間管理機構が責任を持って公募し、貸し付けます。

- ◆地代は機構が支払いますので、未納の心配がありません。
- ◆貸付後の利用状況は市町等（機構業務受託先）が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。

受け手のメリット

- ◆賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。
- ◆**希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができます。**
- ◆公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえますので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめることが容易になります。
- ◆地主との貸借手続きなどは市町等（機構業務受託先）が行います。
- ◆新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。

荒廃農地の防止・解消

耕作放棄地対策事業（市単独）

【国見町 多比良地区の事例】

雲仙市国見町多比良地区では、遊休農地を解消し、新たな担い手へ貸し付けをしました。

貸し借りについては、所有者不明農地であり、公示を経て農地中間管理機構を通じて貸借を結び、耕作者が中間管理機構から借受けることができました。

また、市の解消事業を活用し、これまで耕作放棄地となっていた農地が、優良農地へと転換されました。



（解消前）



（解消後）



補助率等

- ・当該事業に要する経費の **1 / 2 以内**

（補助金限度額 500 千円又は解消再生面積 10a あたり 100 千円で算出した額のいずれか低い額）

対象経費

耕作放棄地解消再生に係る初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）、農地整地費（機械借上料、請負費）
採択要件もありますので、**事前に** 農林課までお問合せください。

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構を活用することで農家の方々の負担金がゼロで農地の基盤整備が可能な事業です。主に区画整理事業（併せて暗渠排水、用排水路整備等）が可能です。

1. 事業要件

- ①農地中間管理権：事業対象農地の**すべてが農地中間管理権**を有すること。
- ②受益面積：事業対象農地（まとまりのある農地の合計面積）**5ha 以上**
※事業対象地を構成する各団地は**0.5ha 以上**のまとまりのある農地
- ③設定期間：農地中間管理権設定期間が事業計画の公告日から**15年間以上**
- ④集団化等：事業対象農地の全てが担い手に集積され、完了後5年以内にその農地の8割以上を「まとまりのある農地」として担い手に集団化すること。
- ⑤収 益 性：【パターン1（基本）】
 - 販売額20%以上向上
 - 集団化：担い手の経営面積の割合及び担い手が経営する0.5ha以上のまとまりのある農地の割合が50%ポイント以上増加する
 - 収益性：販売額が20%以上向上するほか3パターンのいずれかを満たすこと。

2. 事業費用負担

農家負担ゼロで、事業主体は**長崎県**となります。

※事業実施に必要な組織（土地改良区）の運営経費等は別途必要となる場合があります。



農業者年金加入のすすめ

農業者年金で安心・豊かな老後を

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます

国民年金+ 農業者年金

◎こんな方が加入できます

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間 60日以上農業に従事
- ③20歳以上 60歳未満の方

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料はいつでも変更できます。月々2万円から6万7千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

例：認定農業者で青色申告者であり、35歳未満の人は2万円の保険料に対し1万円の補助など



農業者年金のメリット

農業委員 林田 剛



農業者年金には、保険料の前納納付という方法があります。前納による保険料の納付を選択すると、翌年一年分の保険料が一括で納付することができ、確定申告の社会保険料控除は、当年(納付した年)と翌年(保険料の対象年)のどちらかを選択して申告することが可能です。そして支払った保険料は、全額が社会保険料の控除対象となり、所得税・住民税等の節税(支払った保険料の15%から30%程度)につながり、民間の個人年金の場合の控除額の上限5万円より大いに税制上の優遇措置があります。

農業には売り上げが良い年もあれば、悪い年もあります。例えば、売り上げが良い年に翌年度の保険料を一括して納付することでより大きな節税に繋がります。反対に悪い年には保険料を見直すなど、農業経営の状況に合わせて保険料を納付できることは大きなメリットであると考えます。

今年度の加入推進では、前納納付による加入をされた方も多く、今後も農業者年金制度について周知を図りたいと思います。

※前納納付の手続き

- ◇ **新規に加入される方**
新規加入の申込みをする際に、「前納納付」の申出ができます。
- ◇ **現在「前納納付」で納付されている方**
自動的に「前納納付」を継続します。
- ◇ **納付方法の変更(毎月納付⇔前納納付)を希望される方**
令和4年分保険料を「毎月納付⇒前納納付」又は「前納納付⇒毎月納付」へ変更する場合、令和3年11月15日まで、ご加入もJA農業者年金窓口でお手続きができます。

〈お問い合わせ〉

※雲仙市農業委員会及び島原雲仙農協各支店まで

※年金のことをもっと知りたい方は、ホームページを検索

農業者年金基金

検索



農業委員会婚活イベントでご成婚！おめでとう！

令和2年1月に開催しました雲仙市農業委員会婚活イベント「花コン」において、マッチングされた方がご成婚されました。農業委員会婚活イベントでの成婚は、初めてとなります。心よりご祝福申し上げます、お二人の末永いご健康とご多幸をお祈りいたします。



雲仙市賃貸料情報（令和2年版）

令和2年1月から12月までの1年間に締結（公告）された賃借料水準（10アール当たり）は、次のとおりです。

※あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額ですので、契約の際の双方協議の参考としてご活用ください。

（単位：円）

締結された地域名	田（水稻）部〔データ数 303 筆〕				畑（普通畑）部〔データ数 378 筆〕			
		平均額	最高額	最低額		平均額	最高額	最低額
国見町	全域	12,300	16,600	9,200	圃場整備区域	15,300	15,600	14,800
					上記以外	10,000	14,000	7,800
瑞穂町	圃場整備区域	11,500	12,100	10,000	全域	12,700	16,400	9,700
	上記以外	11,500	14,600	8,700				
吾妻町	圃場整備区域	16,000	20,000	11,800	圃場整備区域	16,800	20,400	13,000
	上記以外	14,400	18,800	10,900	上記以外	14,000	15,500	9,500
愛野町	全域	18,600	21,200	13,500	圃場整備区域	22,000	27,300	16,300
					上記以外	15,600	18,600	10,200
千々石町	全域	13,200	17,900	10,600	全域	10,900	14,000	8,500
小浜町	全域	11,300	14,000	10,000	圃場整備区域	37,900	40,900	30,100
					上記以外	12,700	13,000	11,600
南串山町	全域	19,800	21,500	18,200	圃場整備区域	27,600	30,000	18,400
					上記以外	19,200	22,100	14,400
(参考)雲仙市平均	全域	14,300			全域	17,900		

1. 同一地域であっても圃場整備実施の有無や農地の形状等によって、賃借料が異なります。
2. 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件は、参考データから取り除いています。
3. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位で表示しています。

全国農業新聞

発行日：月4回毎週金曜日

購読料：月額700円

申込み：雲仙市農業委員会事務局へ

全国農業新聞を読んでみませんか！

◎農業・農政の動きをわかりやすく解説！

◎先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！

◎暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！